セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5kg	5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

3）短絡を防止する措置をすること。

4）装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

5）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

6）機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。

7）下記8）に該当する包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。

ア）包装物にリチウム金属電池が収納されている旨

イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨

ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）

エ）荷主の電話番号

オ）リチウム金属電池　包装基準970セクションⅡにより輸送する旨

8）機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は3個以上の組電池を含む各包装物には第4号の5様式のラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

「971」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	外 装 容 器
3499，3508	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）キャパシタ本体を内装容器として取り扱うことができる。

2）強固な外装容器に収納すること。

3）キャパシタ（電気二重層）は、充電されてない状態であること。

4）キャパシタ（電気二重層）又はキャパシタ（電気二重層）を収納したモジュールは、金属製の帯で端子が接続されていること。

5）キャパシタ（電気二重層）は、衝撃から保護されるように措置を講じること。

別表第十八を次のように改める。

別表第18　搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　　名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　　考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
アルコール性飲料（アルコール度が24％を超え70％以下のもの）	○	○	○	5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること。
非放射性の化粧品類及び医薬品類（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	○	○	○	2kg又は2ℓ	エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
副次危険性を有しないものであって、区分番号が2．2のエアゾール（スポーツ用品又は日用品であって、一容器あたりの質量又は容量が0.5kg又は0.5ℓ以下のもの）	○	×	×		
心臓ペースメーカーその他の医療装置（放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの）	—	—	○	—	体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するものであって、一容器あたり5kg以下のもの）	○	○	○	—	1）小型容器に、弁及び調整機が装備されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 2）機長は、当該物件の積載場所及び個数を把握すること。
区分番号が2．2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充てんして携帯するもの）	○	○	○	—	
装弾（国連番号が0012、0014のものに限る。）	○	×	×	5kg	1）当該物件は自らが使用するものに限る。 2）自己の受託手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 3）数量は包装込みの質量である。
ドライアイス（生鮮食料品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	○	○	×	2.5kg	受託手荷物とする場合は、包装物に以下を表示すること。 1）「DRY ICE」又は「CARBON DIOXIDE, SOLID」の文字 2）正味質量が2.5kg以下である旨
小型の喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するもの及び不測の作動を防止するための機能を有しないプリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）を除く。）又は小型の安全マッチ	×	×	○	1個	1）充てん用のオイル及びガスは持ち込んではならない。 2）当該物件は、自らが使用するものに限る。
リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第1に掲げる特別規定A123に準拠する電池を含む。以下この別表において「蓄電池等」という。）（電解液の漏えいを生じないように措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下この別表において「電動車椅子等」という。）（蓄電池等を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1）蓄電池等のうち、別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型）にあっては別表1に掲げる特別規定A67に準拠していること。 2）蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123に準拠する電池を除く。）を取り外すことができない電動車椅子等は、機長がその積載場所を把握すること。
電動車椅子等から取り外した蓄電池等（短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの）	○	×	×	—	1）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2）蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123に準拠する電池を除く。）は、容器に「Battery, wet, with wheelchair」又は「Battery, wet, with mobility aid」の表示を行うとともに、ラベルQ及び第4号様式によるラベルを付すこと。